

第8期恩納村高齢者保健福祉計画 【概要版】



令和4年3月
恩納村役場 福祉課

計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

我が国は、平成 19 年（2007 年）に超高齢社会（総人口に占める高齢者の割合が 21%以上になること）へ突入しましたが、その後も高齢化のスピードは増しており、今後も団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7（2025）年、さらに団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22（2040）年まで高齢者人口は増加し続ける見通しとなっています。

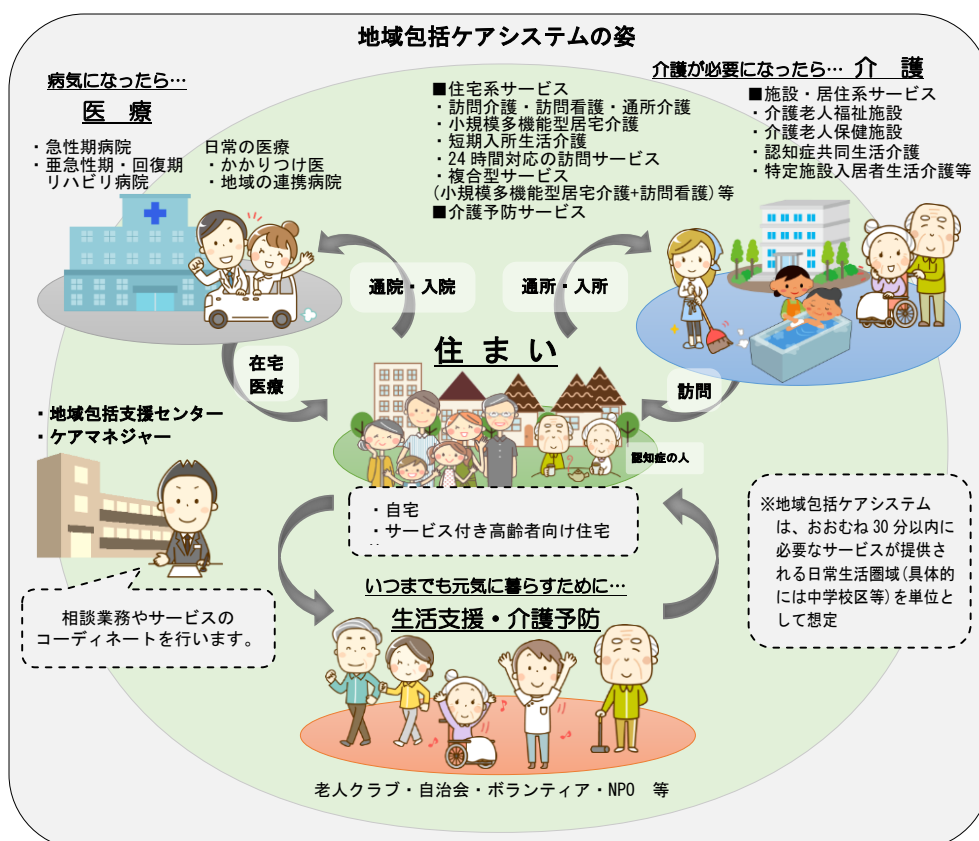
このような状況から、今後もひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯、介護を必要とする高齢者や認知症の人の増加が予測されることから、地域の実情に応じ、多様な主体や関係機関との連携・協働により高齢者を地域全体で支える体制・仕組みの充実が一層求められています。

本村では、これまで「高齢者がいきいきチャレンジし、安心して暮らす“むら”」を基本理念に、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、医療、介護、介護予防、住まいや生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを進めてきたことから、前期計画の取り組みを継承しつつ、さらなる充実を図ることを目的に計画の見直しを行っています。

2 地域包括ケアシステムの構築、深化・推進

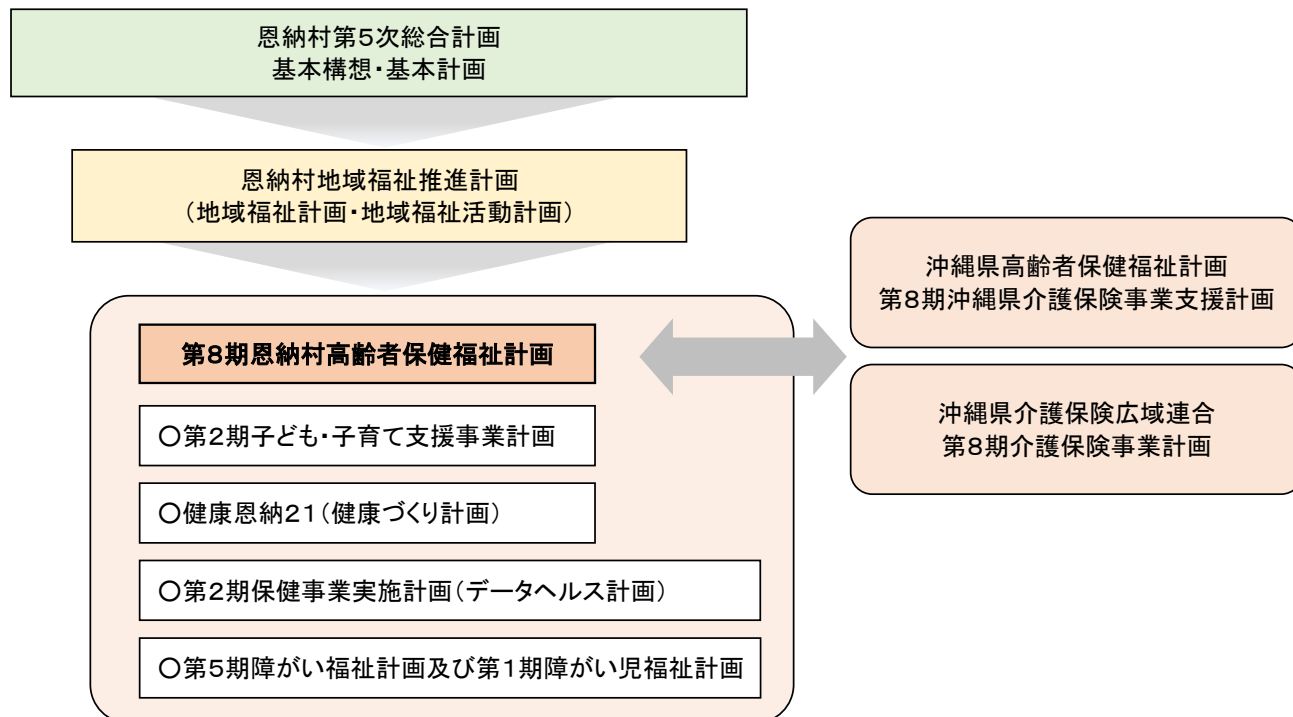
前期計画から引き続き、最も重要であり、計画内容のほぼ全てに関わる『核』となるのが地域包括ケアシステムです。

地域包括ケアシステムとは、下図に示すように高齢者の生活を支え、たとえ認知症や重度な要介護状態となっても、恩納村で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる仕組みのことです。そのためには住まい（自宅、サービス付き高齢者向け住宅など）、医療、介護サービス、健康づくり・介護予防、生活支援が一体的に提供される必要があります。



3 計画の位置づけ

本計画は、本村の上位計画である「恩納村総合計画」や「恩納村地域福祉推進計画」をはじめとする福祉関連計画等との整合性を図るものとします。また、沖縄県介護保険広域連合が策定する第8期介護保険事業計画との連携・一体性を持って介護保険事業や高齢者の福祉施策を推進します。



4 計画の期間

本計画は、介護保険事業計画と一体性を持つことが必要であるため、介護保険事業計画の策定期間にあわせて見直しを行います。見直し期間である令和2年度に新型コロナウイルス感染症が流行したため、恩納村高齢者保健福祉計画は令和3年度に見直しを行い、令和4年度が初年度となっています。

介護保険事業計画については、令和3年度を初年度として令和5年度を目標年度とする3か年計画とします。

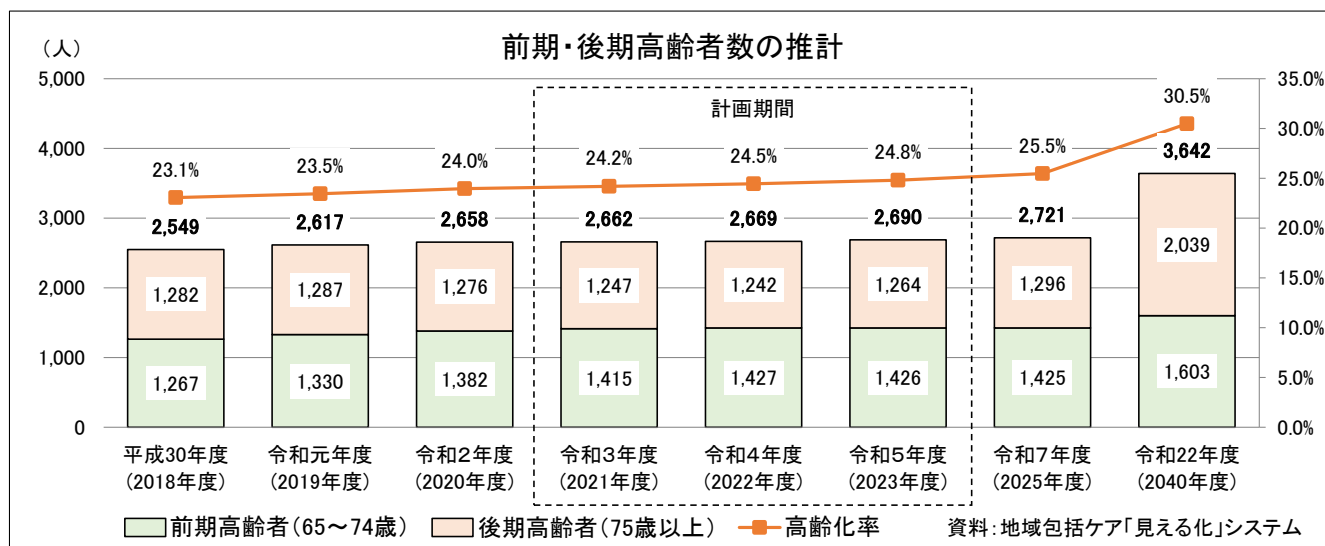
	平成30年度～令和2年度 (2018～2020年度)			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度～令和8年度 (2024～2026年度)		
恩納村高齢者保健福祉計画	第7期高齢者保健福祉計画			※新型コロナウイルス感染症の影響で延期	第8期 高齢者保健福祉計画		第9期高齢者保健福祉計画		
介護保険事業計画 (沖縄県介護保険広域連合)	第7期介護保険事業計画			第8期介護保険事業計画		第9期介護保険事業計画			
	見直し期間			見直し期間		見直し期間			

高齢者を取り巻く状況

1 被保険者数の現状と推計

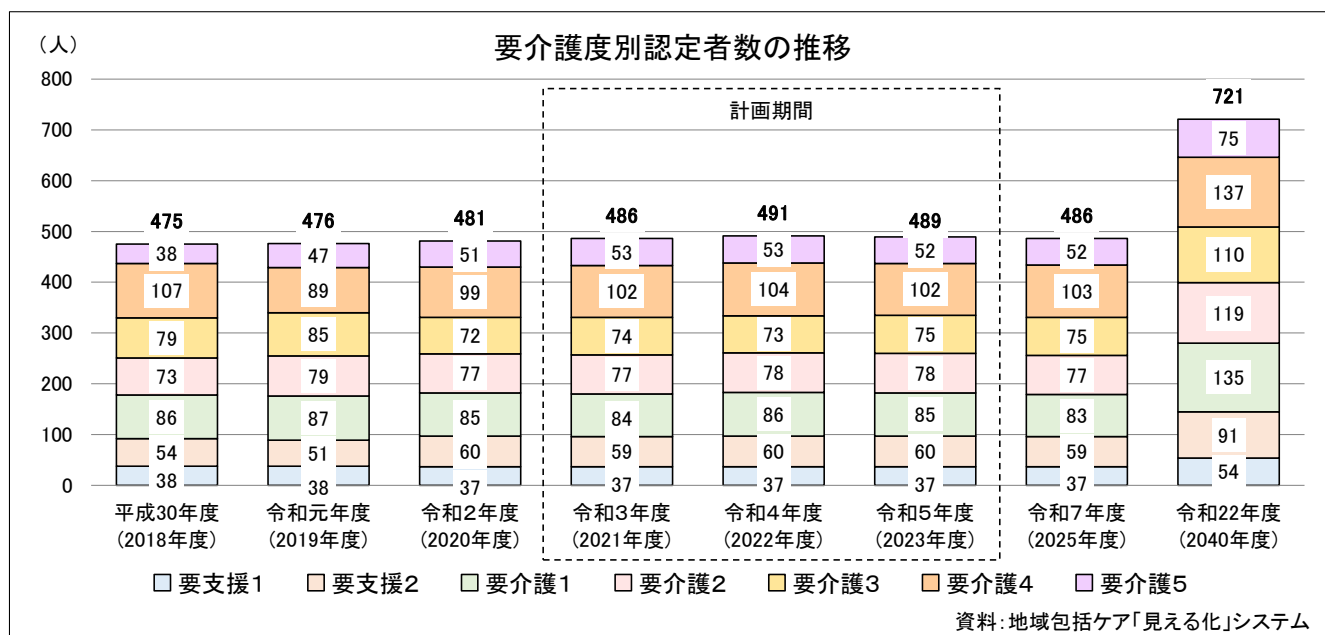
令和3年度の65歳以上推計人口は2,662人、そのうち前期高齢者（65～74歳）が1,415人、後期高齢者（75歳以上）が1,247人となっています。平成30年度以降増加を続け、計画期間の最終年度となる令和5年度には、総数で2,690人（前期高齢者1,426人、後期高齢者1,264人）になると見込まれています。

また、高齢化率についても増加傾向で推移し、令和5年度は24.8%になると見込まれています。



2 認定者数の現状と推計

認定者数は、令和3年度の486人（認定率18.3%）から概ね横ばいで推移し、令和5年度は489人（認定率18.2%）になると見込まれています。

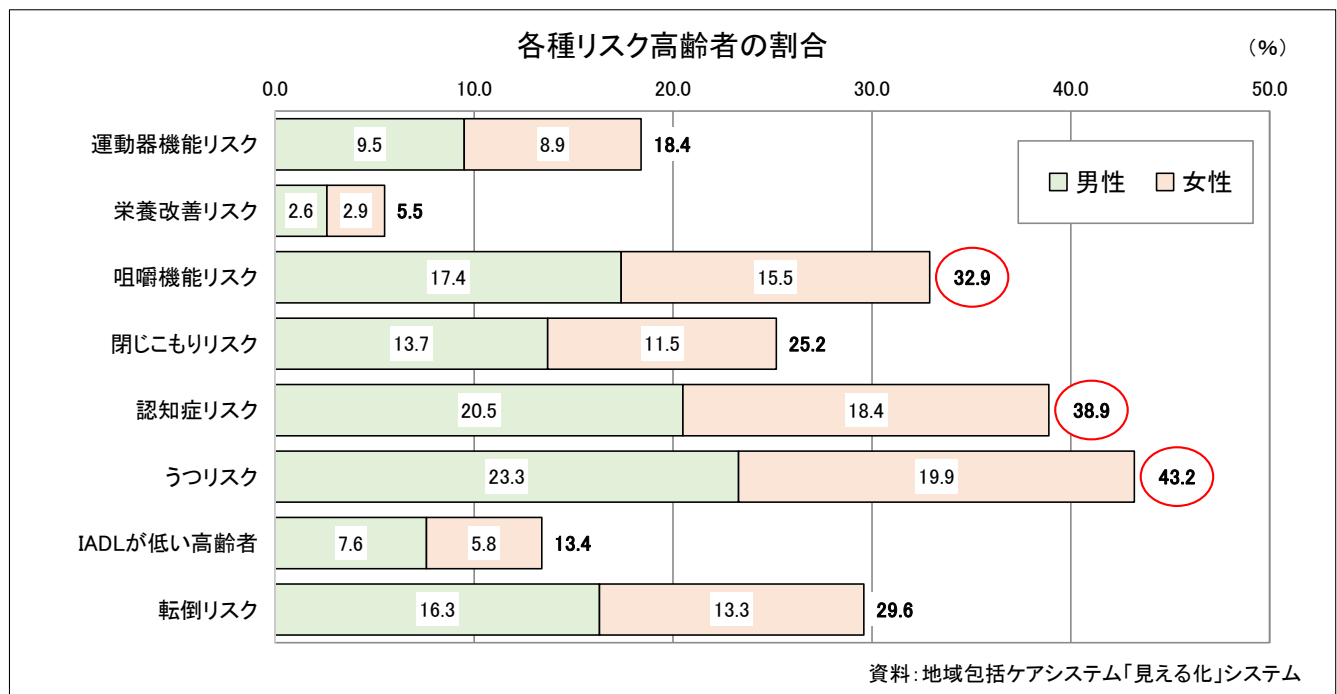


3 各種リスクを有する高齢者の割合

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果を国の地域包括ケア「見える化」システムに登録すると、各種リスクを有する高齢者の割合を閲覧することができます。各種リスクを有する高齢者の割合の結果は以下のとおりです。

※本村の各種リスクを有する高齢者の割合は、一般高齢者のみを調査対象としています（要支援1・2及び総合事業対象者を除く）。

- 令和元年度の調査結果による各種リスクの割合をみると、「うつリスク」の割合が43.2%で最も高く、次いで「認知症リスク」が38.9%、「咀嚼機能リスク」が32.9%等と続いています。
- 男女別にみると、男性が女性より各種リスクの割合が高くなっています（栄養改善リスクを除く）。



※IADL（手段的日常生活動作）：排泄・食事・就寝等、日常生活の基本動作 ADL（日常生活動作）に関連した、買い物・料理・掃除等の幅広い動作のことをいいます。

■介護予防・日常生活圏域ニーズ調査とは

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は、保険者が、一般高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援者を対象に、要介護状態になる前の高齢者のリスクの発生状況や社会参加の状況などを把握し、地域の抱える課題の特定、総合事業の管理・運営に活用することを目的として実施しています。



計画の基本的な考え方

1 基本理念

高齢者が住み慣れた地域のなかで、家族や地域に見守られ、経験豊かな人生の先輩として尊重されつつ、前向きに活動し、充実した高齢期を過ごすことができる地域社会であることが必要です。

このため、地域住民の主体的な福祉活動と公的サービス等が連携した支え合いのある支援体制の構築を図るなど、高齢者を支える地域の福祉力を高める取り組みを進めます。また、高齢者が健康で生きがいをもって活動的に過ごすことができる地域づくりを進めます。

高齢者がいきいきチャレンジし、
安心して暮らす“むら”

2 基本目標

地域に暮らす高齢者が住み慣れた地域のなかで、いきいきと安心して暮らしていくことができる共生社会を実現することが求められていることから、以下の3つを基本目標として設定します。

基本目標1 健康で生きがいを持ち、活動的に過ごせる環境づくり

高齢者が住み慣れた地域のなかで、心身共に健康で、生きがいを持ち、したいことにチャレンジできる活動的な高齢期を過ごすことができるように、地域ぐるみの健康づくりや要介護状態となることを未然に防ぐ介護予防事業の充実に努めます。

また、高齢者自身が生きがいを持って社会に貢献する「担い手」として多様な社会活動に参加することができる環境づくりを進めます。

基本目標2 多様な主体が連携し、高齢者の自立を支える環境づくり

高齢者が住み慣れた地域のなかで、必要な支援を受けながら安心して暮らしていくことができるように、地域における見守りや支え合いの仕組みづくりに取り組みます。

また、地域の多様な推進主体が連携し、包括的で切れ目のないサービスを提供する地域ケア体制の構築に向けた取り組みを進めるとともに、虐待防止対策など高齢者の尊厳を保持するとともに、介護家族の負担を軽減するなど、高齢者の自立を共に支える環境づくりを進めます。

基本目標3 住み慣れた地域のなかで、安心して暮らせる環境づくり

高齢者が住み慣れた地域のなかで、安全と安心感に支えられ心豊かに暮らしていくことができるように、多様な形態による住宅確保対策、生活環境の整備を進めるとともに、介護保険サービスの円滑な提供体制の構築に向けた取り組みを推進します。

また、災害時における地域の避難体制や消費者トラブル対策を含め犯罪が起こりにくい、災害に強い環境づくりを進めます。

3 施策の体系

基本目標を達成するために、以下の施策を推進します。

基本理念

高齢者がいきいきチャレンジし、安心して暮らす“むら”

基本目標1

健康で生きがいを持ち、活動的に過ごせる環境づくり

(1)健康づくりの推進

- 1)健康づくり推進体制の充実
- 2)健康づくりへの取り組み
- 3)健診事後フォローの充実

(2)介護予防・重度化防止の推進

- 1)一般介護予防事業
- 2)介護予防・生活支援サービス事業
- 3)その他の生活支援サービスの充実

(3)社会参加・生きがいづくりの推進

- 1)ふれ合い・交流活動の推進
- 2)学習・文化・スポーツ等の充実
- 3)社会貢献・就労支援等の充実

基本目標2

多様な主体が連携し、高齢者の自立を支える環境づくり

(1)地域の見守り・支え合いの充実

- 1)地域福祉意識の向上
- 2)支え合い・助け合いづくりの推進
- 3)地域福祉推進基盤の充実

(2)地域包括支援センター機能の強化

- 1)地域包括支援センターの運営体制の充実
- 2)総合的な相談支援体制の充実

(3)地域ケア体制の充実

- 1)在宅医療・介護連携の推進
- 2)認知症施策の推進
- 3)地域ケア会議の充実
- 4)生活支援体制整備の推進
- 5)家族介護支援の充実

(4)権利擁護・虐待防止対策

- 1)権利擁護の充実
- 2)虐待防止対策の充実

基本目標3

住み慣れた地域のなかで、安心して暮らせる環境づくり

(1)安全・安心のまちづくり

- 1)防犯・防災対策等による安全・安心の確保
- 2)高齢者に配慮した住宅確保対策

(2)介護保険サービスの充実

- 1)介護保険サービスの推計見込み量
- 2)介護サービス提供基盤の整備促進

(3)計画推進体制の充実

- 1)人材の確保、行政ネットワークの強化
- 2)計画の進行管理
- 3)広域連合との協働体制の強化

第8期計画の成果指標

本計画の基本理念の「高齢者がいきいきチャレンジし、安心して暮らす“むら”」を目指し、基本目標ごとに位置付けた施策を展開することで得られる効果をはかる成果指標として以下の項目を設定します。

基本目標 1：健康で生きがいを持ち、活動的に過ごせる環境づくり

基本方針：「健康づくりの推進」「介護予防・重度化防止の推進」「社会参加・生きがいづくりの推進」の方針に基づき取り組みを展開した成果をはかる指標

指標名	データの出典	現状値	目標	指標の意味
			令和 5 年	
初めて認定を受ける 平均年齢	沖縄県介護保険 広域連合	79.4 歳	上昇	健康づくり等の施策に 取り組むことで新規認定 年齢を引き上げる

基本目標 2：多様な主体が連携し、高齢者の自立を支える環境づくり

基本方針：「地域の見守り・支え合いの充実」「地域包括支援センター機能の強化」「地域ケア体制の充実」「権利擁護・虐待防止対策」の方針に基づき取り組みを展開した成果をはかる指標

指標名	データの出典	現状値	目標	指標の意味
			令和 5 年	
(仮称) 地域支え合い 委員会設立数	福祉課	0 箇所	3 箇所	地域で支える 体制の整備

基本目標 3：住み慣れた地域の中で安心して暮らせる環境づくり

基本方針：「安全・安心のまちづくり」「介護保険サービスの充実」「計画推進体制の充実」の方針に基づき取り組みを展開した成果をはかる指標

指標名	データの出典	現状値	目標	指標の意味
			令和 5 年	
福祉避難所の指定	総務課	未設置	設置	災害時における 要配慮者の安心確保
本計画の進捗・評価機関の 設置（既存組織の活用含む）	福祉課	未設置	設置	本計画の 推進体制の構築



第 8 期恩納村高齢者保健福祉計画 【概要版】

恩納村役場 福祉課

〒904-0492 沖縄県国頭郡恩納村字恩納 2451 番地

TEL : 098-966-1207 FAX : 098-966-1266

